新設分割に係る事後開示書面

東京都港区西新橋三丁目 16 番 11 号 AI CROSS 株式会社 代表取締役 岡部典子(原田典子)

東京都港区虎ノ門三丁目 18 番 19 号 株式会社 DX クラウド 代表取締役 岡部典子

AI CROSS 株式会社(以下「分割会社」といいます。)は、2021年3月30日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年6月1日をもって、株式会社 DX クラウド(以下「新設分割設立会社」といいます。)を新たに設立し、分割会社が営むビジネスチャット事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を行いましたので、会社法第811第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

- 1. 本分割が効力を生じた日 2021年6月1日
- 2. 分割会社における法定手続の経過
- (1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続本分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。
- (3) 新株予約権買取請求手続本分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないため、該当事項はありません。
- (4) 債権者保護手続

分割会社は、2021 年 4 月 19 日付官報公告(第 476 号 31 項)及び電子公告の方法により、本分割に異議を述べることができる債権者に対し、会社法第 810 条第 2 項所定の事項を公告いたしましたが、会社法第 810 条の規定による債権者の異議はありませ

んでした。

- 3. 本分割により新設分割設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 新設分割設立会社は、新設分割計画書の記載に従い、2021年6月1日をもって、分割会 社からビジネスチャット事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資 産の額は48百万円(概算値)、負債の額は25百万円(概算値)であります。
- 4. その他本分割に関する重要な事項該当事項はありません。

以上